

名古屋市告示第496号

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定の一部改正について

平成21年名古屋市告示第57号（建築物に関する中間検査の特定工程等の指定）の一部を次のように改正します。

令和6年10月18日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

第4項第3号中「第18条第3項」を「第18条第3項又は第4項」に改めます。

附 則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課